

# 情報倶楽部

2022年1月

No. 249

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 電子帳簿保存法

### ★ 電子取引に係るデータ保存

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf)

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/kaiseir031227/pdf/01.pdf>

Q. 電子取引に係るデータ保存の取扱いが変更になるとか。どのようになるのですか？

A. 所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、その取引情報に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないとされています。

この電子取引の保存方法は、令和3年度の税制改正によって次のように取扱いが変わることとなっています。

#### 【令和3年12月31日まで】

令和3年12月31日までは、電子取引のデータは、次のいずれかの方法による保存が認められています。

- ①電子データをそのまま保存する方法
- ②電子データを出力した書面を保存する方法
- ③電子データをCOM(電子計算機出力マイクロフィルム)に出力して保存する方法

#### 【令和4年1月1日から】

令和4年1月1日からは、電子取引のデータは、保存要件に従って、電子データをそのまま保存する方法により保存しなければなりません。

ただし令和3年12月に宥恕規定が追加されました。

データの保存方法は、次のようになります。

電子取引とは、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引をいい、次のような取引が該当します。

- ①インターネット等による取引

- ②インターネットにサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引
- ③電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)
- ④いわゆるEDI取引

データの保存は、たとえば次のような方法により行います。

【インターネット取引の領収書等】

- ①PDF等をダウンロードする場合

ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する方法やウェブサイトに領収書等を保存する方法によります。

- ②HTMLで表示される場合

ウェブサイトに表示される領収書とスクリーンショットし、サーバ等に保存する方法やウェブサイトに領収書を保存する方法によります。

【電子メールに添付された請求書等】

- ①請求書等が添付された電子メールそのものをサーバ等に保存する方法
- ②添付された請求書等をサーバ等に保存する方法

この規定は法人税法、所得税法の規定であり、消費税法は含まれていませんので、消費税法では紙ベースでの確認が必要になりますので現行制度では法人税法、所得税法との整合性が取れていない状況です。

消費税のインボイス税度が適用される令和5年に向けて電子帳簿保存法も見直しがせれるものと思われまます。

## ★ 電子取引の取引データを保存する方法

Q. 電子取引の取引データを保存するシステムがない場合、検索機能を確保するには、どのような方法をとればいいのですか？

A. エクセルなどを使って要件を満たす方法などが考えられます。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引の取引データ)を保存するシステムがない場合において、検索機能の確保の要件を満たすには、例えば、エクセル等の表計算ソフトに取引データに係る取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成し、そのエクセル等の機能により、入力した項目について範囲指定をする、二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定をすることを可能にしておけば、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

なお、この場合の「検索をすることができる機能を確保しておくこと」の具体的な要件は、次のようになっています。

- ①取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(記録項目)を検索の条件として設定することができること
- ②日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ③2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

## ★ メールに添付された PDF の請求書

Q. 個人事業者ですが、メールに添付された PDF の請求書は、どのように保存したらいいのですか。請求書保存ソフトは持っていません。

A. 令和 3 年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録(データ)を保存しなければならないこととされました。

請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、以下の方法により保存することで要件を満たすこととなると思われます。

- ① 請求書データ(PDF)のファイル名に規則性をもたせて内容を表示する。
- ② 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- ③ 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。

なお、上記①の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。

## ★ 電子取引のデータ不備と青色申告の取消し

Q. 電子帳簿保存法では、電子データの保存に不備があると青色申告が取り消されるのですか？

A. 書面で取引内容が確認できれば取り消されることはありません。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、法律により保存義務が課されていますので、その電磁的記録を保存しなければなりません。災害等による事情がなく、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合には、保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得ますので注意が必要です。

なお、青色申告の承認の取消しについては、「個人の青色申告の承認の取消しについて(事務運営指針)」「法人の青色申告の承認の取消しについて(事務運営指針)」に基づいて、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上で行われますが、取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。